

独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標新旧対照表（雇用促進住宅部分）

変更前（旧）	変更後（新）
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>2 暫定的に行う業務についても下記に従い、財務内容の改善に努めること。</p> <p>(2) 雇用促進住宅について</p> <p>① 規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）等に基づき、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、総収益の最大化を図りつつ、現に入居者がいることを踏まえた上で、雇用促進住宅（以下(2)において「住宅」という。）の売却方法について常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての譲渡・廃止を完了すること。<u>このうち、中期目標期間の最終年度までにおおむね3分の1の住宅について譲渡・廃止すること。</u></p> <p>また、平成19年度末までに、人件費及び事務費の管理経費を平成14年度に比べておおむね3割削減し、譲渡・廃止まで合理的な経営に努めること。</p> <p>② 独立行政法人整理合理化計画等に基づき、次の措置を講ずること。</p> <p>(イ) 売却を加速化させるための措置</p> <p>平成20年度中に運営が赤字の住宅を廃止決定し、中期目標期間の最終年度までに全住宅の2分の1を廃止決定するとともに、平成20年度から売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずること。</p> <p style="text-align: center;">（以下略（随意契約の見直し等））</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>2 暫定的に行う業務についても下記に従い、財務内容の改善に努めること。</p> <p>(2) 雇用促進住宅について</p> <p>① 規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）等に基づき、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、総収益の最大化を図りつつ、現に入居者がいることを踏まえた上で、雇用促進住宅（以下(2)において「住宅」という。）の売却方法について常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての譲渡・廃止を完了すること。<u>ただし、雇用失業情勢にかんがみ必要と認められる間、解雇等に伴い住居を喪失した求職者の支援策として、平成20年度までに廃止決定した全住宅の2分の1の住宅を含め、最大限活用することとし、現に入居している者への配慮をしつつ、その適切な実施に留意すること。</u></p> <p>また、平成19年度末までに、人件費及び事務費の管理経費を平成14年度に比べておおむね3割削減し、譲渡・廃止まで合理的な経営に努めること。</p> <p>② 独立行政法人整理合理化計画等に基づき、次の措置を講ずること。</p> <p>(イ) 売却を加速化させるための措置</p> <p>平成20年度中に運営が赤字の住宅を廃止決定し、中期目標期間の最終年度までに全住宅の2分の1を廃止決定するとともに、平成20年度から売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずること。</p> <p style="text-align: center;">（以下略（随意契約の見直し等））</p>